

一般社団法人スポーツアズライフ八戸

内規 1 「公務員等兼任正会員の法人活動について」

- 1 信用失墜行為の禁止：公務員全体の信用失墜行為に当たる言動の禁止の徹底を図る。
- 2 守秘義務の徹底：公務上知り得た情報等についての守秘義務を徹底する。
- 3 職務専念義務の遵守：その公務・職務中はその職務に専念し、法人活動との明確な線引きをする。
- 4 営利企業及び営利活動の回避：協働事業や法人内活動において非営利を徹底する。
- 5 公明正大な活動の徹底：国家・地方・教育公務員等の立場問わず、公共・公益に利する言動に徹する。

参考：官邸資料 地方公務員法 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/seido/dai3/3siryo-g-7.pdf>
総務省資料 https://www.soumu.go.jp/main_content/000656248.pdf